千葉興業銀行

平成27年7月31日

次世代認定マーク「くるみん」を取得しました!!(3回目)

~次世代育成支援対策推進法に基づく「基準適合一般事業主」として千葉労働局長より3回目の認定~

株式会社 千葉興業銀行 (頭取 青柳 俊一) は、このたび次世代育成支援対策推進法第13条に基 づき、千葉労働局長より、平成19年と平成24年に続き3回目の「基準適合一般事業主」の認定 を受けましたので、お知らせいたします。

当行では、従来から、従業員の仕事と育児の両立支援を従業員に対するCSR(企業の社会的責 任) と位置付け、子育て支援制度の拡充に積極的に取組んでおります。

今般認定を受けた行動計画(平成24年4月~平成27年3月)においては、育児休業中の従業 員が復職に向けた能力開発や情報収集をしやすい環境の整備や介護をしている従業員が仕事と介護 を両立しやすい環境の整備、また管理者に対して育児・介護の支援のための制度の周知徹底を図る ことで働きやすい職場づくりに努めました。

当行は、今後も継続して「従業員の仕事と育児の両立支援」を推進し、人材重視の働きやすい職 場づくりに努めてまいります。

※「次世代育成支援対策推進法」

急速な少子化に対応し、次世代を担う子どもが健や かに生まれ、育成される環境整備を目的に平成17年 に施行されたものです。

仕事と子育ての両立ができる環境の整備などについ て行動計画を策定し、都道府県労働局に届け出を行い、 目標の達成が認定されると、次世代認定マーク (愛称: くるみん)が付与されます。

なお認定は平成19年4月より開始されており、当 $_{- < \text{--}0}$ (愛称: くるみん) ~ 行は千葉県内における第1号の認定企業です。今回で「 3度目の認定となります。



「2015・12・07」は 2007 年と 2012 年と 2015 年に 認定を受けたことを示しています。

今回の「基準適合一般事業主」の認定の対象となった「一般事業主行動計画」(第三期)

【育児関連】

育児休業中の行員が、復職に向けた能力開発や情報収集をしやすい環境を整える。

目標1

計画期間内に育児休暇中の行員に対し、情報提供・能力開発機会を充実させる。

- ・育児休業者の具体的なニーズを調査・希望を取りまとめる。
- ・育児休業者への情報提供の一環として育児関連 DVD 貸出制度の制定
- ・「仕事と家庭の両立」についてのセミナーの開催 (講演、情報交換会等)
- ・ e-ラーニングによる能力開発支援制度の本格導入

【介護関連】

介護をしている行員が、仕事と介護を両立しやすいように環境を整える。

目標2

計画期間内に全行員に対し、介護に関する就業規則上の制度の周知徹底や情報提供を受けられる環境を整える。

- ・計画期間内に介護に関する各制度について、イントラネットでの発信を充実させると 共に、キャリア関連研修会などで周知徹底をはかる。
- ・計画期間内に、介護に関する情報をイントラネットで発信する。

【周知徹底】

管理者に対して、制度の周知徹底や情報提供を強化し、働きやすい職場作りに取組む。

目標3

計画期間内に管理者に対して、階層別研修の中で育児・介護支援のための制度の周知徹底を図り、働きやすい職場作りに取組む。

- ・新任役席向けの階層別研修の研修内容に、育児・介護に関する制度の説明を充実させる。
- ・イントラネットで「仕事と家庭の両立」について情報提供の更なる充実を図る。